主

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意(後記)は刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

弁護人坪野米男の上告趣意(後記)は、憲法違反を主張するけれどもその実質は 量刑不当の主張で刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四 一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年五月二五日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
- 郎	唯 ·	村	谷	裁判官